

7長行（情審）第21号
令和8年1月30日

長久手市長 佐藤有美 様

長久手市情報公開審査会

公文書一部公開決定についての審査請求について（答申）

令和7年9月8日（7長行第2889号）付けで諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号 7長行（情審）第1号

(別紙)

諮問番号：7長行（情審）第1号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が、本件審査請求の対象となる公文書を非公開とした決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 情報公開請求者である審査請求人（以下「審査請求人」という。）は、令和7年7月1日、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関である市長（以下「実施機関」という。）に対し、長久手市役所の回答書（7長都第2403号。以下「本件回答書」という。）の作成及び確認に関する一切の行政文書として、①本件回答書の起案資料（原案、修正履歴を含む全てのドラフト）（以下「対象文書①」という。）、②本件回答書の決裁資料（起案から最終決裁までの全ての決裁印、確認印が押された資料）（以下「対象文書②」という。）、③本件回答書の作成に関与した職員（作成者、課長、部長、市長等）の氏名及び役職が明記された資料（以下「対象文書③」という。）、④本件回答書の確認、校正に関わる全ての記録資料（チェックリスト、指示書、レク会議録等を含む。）（以下「対象文書④」という。）、⑤本件回答書の誤記（「市町」表記）に関する内部での認識、議論、対応等を示す一切の資料（以下「対象文書⑤」という。）及び⑥本件回答書に記載された「当該発言の事実関係については、当該課長及び同席した職員に確認したところ、市民に寄り添わないという考えは全くないこと、また、当該発言の事実はありませんでした」との記述に関する調査の過程及び結果を示す一切の資料（調査指示書、聴取記録、関係職員・議員等からの聞き取り記録、報告資料等を含む。）（以下「対象文書⑥」という。）の情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）を行う

た。

- 2 実施機関は、審査請求人が情報公開を求める文書のうち、対象文書①のうち個人に関する情報（条例第6条第2号）を除き一部公開し、対象文書②及び対象文書③を全部公開した。また、対象文書④、対象文書⑤及び対象文書⑥については、作成していないため文書不存在であるとして非公開とした（以下これらを総称して「本件処分という。」）。その上で、実施機関は、条例第11条第1項に基づき公文書一部公開決定をした旨を、令和7年7月15日付け公文書一部公開決定通知書（7長行第2500号）により審査請求人に通知した。
- 3 令和7年7月22日、審査請求人は、本件処分を不服として審査庁である市長に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく不服審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、長久手市情報公開審査会に対し、令和7年9月8日に条例第18条に基づき本件審査請求について諮問をした。
- 4 実施機関は、令和7年9月5日に弁明書を提出した。
- 5 審査請求人は、令和7年9月16日に、弁明書に対する反論書を提出した。
- 6 当審査会は、審査請求人が不服とする審査請求の範囲が不明確であること（具体的には、対象文書①のうち条例第6条第2号に該当するとして非公開とされた部分も審査請求の対象に含めるか否かが不明確であった。）及び審査請求人において対象文書⑥が非公開とされた理由に誤解があると考えられたことから、令和7年11月11日、審査請求人に対し、これらの点に関する意見書の提出を求めた。
- 7 当審査会は、条例第21条第4項に基づき、令和7年11月11日から同年同月13日までの間に諮問機関の事務局職員に処分庁の執務室内の業務用パソコンのファイルサーバーの共有フォルダ内に審査請求人が情報公開を求める文書が存在するか否かの調査を実施させた。
- 8 審査請求人は、令和7年11月19日に、意見書を提出した。審査請求人は、同意見書において、審査請求の対象を対象文書④、対象文書⑤及び対象文書⑥（以下これらを「対象文書④から⑥まで」という。）に限定する旨を明示し、かつ、対象文書⑥が非公開とされたことに対する主張の補正を行っ

た。

- 9 令和7年12月22日に開催した当審査会において、審査請求人による口頭意見陳述を実施し、実施機関職員による口頭説明がされた。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、公文書公開請求書記載の具体的な公開請求内容である対象文書④から⑥までを作成していないため不存在とした部分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 文書作成義務違反

ア 対象文書④と対象文書⑤の資料について、市長や関係部の部長、次長による協議や指示が「口頭」によるものであり、文書は存在しないとするのは、行政運営の常識に照らし不自然である。対象文書④から⑥までを非公開とした理由について、「口頭での指示の際に生じたとされる事実に関する文書は作成していない」とする実施機関の主張は、行政の適正な運営原則に照らして不当である。

イ 長久手市文書取扱規程（昭和53年長久手町訓令第4号）（以下「規程」という。）第4条第1項は、「文書は、正確、迅速かつ丁寧を作成し、又は処理しなければならない」としており、市長を含む執行幹部による一連の重要な指示・協議について、その経緯を示す記録資料（会議録、指示書等）を一切作成しないのは規程に明確に違反し、行政の基本原則を放棄するものである。

市民の信頼を破壊したとされる要望書への回答という極めて重要な公文書の作成過程において、市長や最高幹部が関与した協議や指示が、全て「口頭」のみで行われ、一切の記録資料（レク会議録、指示書、確認リスト等）が作成されていないのは、市が規程を遵守していないことを証明し、行政の透明性と説明責任を意図的に放棄する行為に他ならない。実施機関の主張は、事実関係において矛盾し、条例及び規程に照らして不当であり、「口頭による指示」を理由に公文書の存在を否定す

ることは、行政の透明性確保という情報公開制度の根幹を揺るがす行為であり容認できない。

ウ 弁明書には対象文書④に関する下書きメモ等が作成されていた旨の記載があるところ、担当職員のメモを安易に廃棄・非公開とすることは、条例の精神を軽視し、市民の知る権利を形骸化させるものである。規程第40条には廃棄について、同第3条には記録と保存についての規定があるが、メモの削除はこれらに違反する意図的な隠蔽であり、条例第1条に定める市民への説明義務を放棄するものである（なお、審査請求人はこれらの主張を次項の「公文書定義の恣意的な解釈」に含まれるものとして取り扱っているようにも読めるが、その主張の内容から、これらの主張は文書作成義務違反を構成するものと判断した。）。

(2) 公文書定義の恣意的な解釈

ア 審査請求人は、情報公開の請求内容を「文書」に限定せずに「資料」と明記している。これは形式的な公文書ファイルのみならず、職務上作成又は取得されたあらゆる形態の記録された情報を含めて開示を求めらるものである。条例第2条第2号において「公文書」とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、実施機関が管理しているもの」と定義されており、この定義は「資料」という広範な表現を包含するものである。

イ 実施機関は弁明書において「職務用のパソコンでメモにまとめ」と認めているところ、このメモは公文書に該当するものである。

(3) 対象文書④から⑥までそれぞれに関する主張

ア 対象文書④

市民の重大な関心事に関する公文書の作成において、その内容の確認や校正は極めて重要である。通常、このような重要な文書であれば、起案段階から決裁に至るまでに関係部署間での打合せや幹部職員による内容確認が当然に行われ、その過程でチェックリスト、指示、打合せメモ等が作成されることが常識的である。

審査請求人が令和7年7月1日に都市計画課職員と面談した際、本件回答書の作成者である担当者から「都市計画課内でレク会議を行っ

ている」との明確な発言があった。この発言は、レク会議という形で当該文書の確認・校正プロセスが行われていることを示唆しており、その記録が存在しないという実施機関の回答は上記担当者の発言と矛盾するものであり、納得できない。

公文書の管理・保存義務に照らし、市は対象文書④に関する「資料」が実際に存在しないことについて、いかなる範囲でいかなる方法で探索を行ったのかを具体的に示しておらず、十分な探索が行われたとは到底考えられない。

イ 対象文書⑤

本件回答書には、「市長」とすべきところが「市町」と誤記される公文書として看過できない重大な誤りが含まれている。

このような重大な誤記が発見された場合、何らかの形で内部での認識、議論、対応がされるはずであり、これらに関する会議の議事録、打合せメモ、指示、報告書、電子メール等、何らかの「資料」が存在しないとは考えられない。

事実として、審査請求人は、令和7年7月1日に都市計画課にて建設部部長、都市計画課長及び回答作成担当者に対し、誤記の重大性及び市民への影響について直接伝達した。

そして、実施機関は、令和7年7月16日付けメールで、誤記を認識し、真摯に受け止め、確認を徹底すると回答している。重大な誤記に関する「認識」や「対応」の過程で、何らかの検討や対応が行われたはずであり、その「資料」が全く存在しないとする実施機関の弁明は矛盾する。

ウ 対象文書⑥

「当該発言の事実関係に関する調査の過程に関する一切の文書」という市民の信頼を揺るがす重大な事案に対する本件回答書の作成に当たり、市長を交えた幹部の打合せが行われたことは、実施機関も認めている。

このような重大な事案に対する調査や聴取が、調査報告書や聴取記録といった記録資料を一切作成しないまま完了したとする実施機関の

主張は、公文書管理の原則に反し、行政の公正かつ適正な運営を市民に証明する責任を放棄するものである。市長関与の重要な意思決定過程において、文書が一切作成されていないとする市の弁明は、現実離れしており、強い不信感がある。

第4 実施機関の弁明

- 1 実施機関は、対象文書①、対象文書②及び対象文書③は、「個人に関する情報」（条例第6条第2号）を除き公開し、審査請求人が情報公開を求める対象文書④から⑥までは、実施機関が対象となる公文書を作成していないことから文書不存在を理由として非公開とする「公文書」の「一部を公開するとき」（条例第11条第1項）に該当するとして、本件処分を行った。

対象文書④から⑥までが不存在である事情は、以下のとおりである。

2 対象文書④

- (1) 令和7年6月17日付け要求書（以下「要求書」という。）に対する回答を作成するに当たり、市長は要求に関する事実を確認するため、建設部部長と建設部次長からこの要求に関連する事実の聞き取りをした上で、必要な対応を指示した。

この指示に従い、建設部部長と建設部次長は、都市計画課長と同課担当職員に対し市長の指示内容を会議室で口頭で説明し、回答を作成するように口頭で指示し、その際に指示書は作成しておらず、何らかの資料を示して指示した事実もなく資料は作成していない。口頭での指示内容は、要求書記載の担当課長の発言の有無、要求書記載の事実がなかったことの確認をし、その旨回答することを内容としたものであり、必ずしも文書での指示が必要なものとまではいえない。

審査請求人が主張するレク会議は、上記の会議室での建設部部長と建設部次長の口頭での指示を指しているものと思われる。

- (2) その後、都市計画課の担当職員は、口頭指示に従い、本件回答書案を職務用パソコンにより長久手市役所内のファイルサーバー上で作成し、文書管理システムにより回答書を回議した。本件回答書は、下書きメモのデータを作成、修正して上書き保存したため、下書きメモと修正前の回答案

は不存在である。

- (3) 審査請求人は、規程に公文書の管理・保存義務の規定が定められているはずだとするが、そもそも対象文書④を作成していないので、資料の不存について、紙媒体、電子メール、チャットシステム、職務用パソコン、共有サーバー等の探索は行っていない。

なお、担当職員が本件回答書を作成した共有フォルダ内については探索したが、対象文書④は存在しないことを確認した。

3 対象文書⑤

- (1) 審査請求人の指摘により、本件回答書の誤記を実施機関が認識し、文書管理システムに保存されている本件回答書案に「市長」とすべきところ「市町」とする誤記があることを認識した。
- (2) この誤記についての対応記録は、その他の確認事項とともに令和7年7月7日に報告書（以下「本件報告書」という。）を作成した。

本件情報公開請求は、令和7年7月1日になされているため、この時点で存在していない本件報告書については、本件情報公開請求の対象文書にならないと判断し、文書不存在とした。

4 対象文書⑥

本件回答書の作成過程は、前記2対象文書④で述べたとおり、文書による指示はなく口頭での指示であり、指示書も作成されておらず、指示の際に資料も作成していないため、文書不存在である。

第5 審査会の判断

1 争点について

本件審査請求に係る公文書である対象文書④から⑥までが、存在するか否か。

2 本件審査請求に係る公文書の有無を調査した経緯

本件処分は、審査請求人が情報公開を求める文書のうち対象文書④から⑥までを文書不存在とするものである。そのため、本来、審査請求人は、本件審査請求において、対象文書④から⑥までが存在するといえる事情について主張すべきである。

審査請求人は、前記第3 2 審査請求の理由に記載したとおり主張するところ、その内容は概ね、対象文書④から⑥まで（資料を含む。）は、市民の信頼を損なう事案に対する行政の意思決定の過程と事実調査の経過に関わるものであり、市長、建設部部長、建設部次長が関与した重要な事案に関する調査や聴取が、調査報告書や聴取記録といった記録資料を一切作成しないまま完了したとする市の主張は、公文書管理の原則に反し、行政の公正かつ適正な運営を市民に証明する責任を放棄するものとするものである。

加えて、審査請求人は、市長が関与する重要な意思決定の過程において、文書が一切作成されていないという回答が現実離れしており、強い不信感があり、対象文書④から⑥まで（資料を含む。）が存在するかにつき、いかなる範囲で、いかなる方法で探索を行ったかを具体的に示しておらず、十分な探索を行われたとは到底考えられないとしている。

この点、当審査会で協議したところ、弁明書の記載をもってしても、審査請求人が公開を求める公文書が存在しないと即断できるものではなく、本件回答書の作成及び発出の過程における意思決定に係る何らかの公文書が存在している可能性があると考えられるとの判断及び審査請求人が公開を求める事項を明らかにする趣旨で作成された公文書でなくとも、その記載内容から審査請求人が公開を求める事項を読み取ることができる公文書が存在するのであれば公開すべきとの判断の下、条例第2 1 条第4 項に基づき、当審査会から諮問機関の職員に命じて調査を実施させ、実施機関にも再調査及び説明を求める方法により調査を実施させた。

3 対象となる文書の調査結果

(1) 対象文書④

ア 本件回答書の確認、校正に関わる全ての記録資料（チェックリスト、指示書、レク会議録等を含む。）については、当審査会の調査及び実施機関の口頭説明において、文書管理システムにおける決裁過程に本件回答書の修正に関するコメント（別表に掲げる「公開すべき情報」に該当するもの。以下「本件コメント」という。）が残されていることが発見された。

イ 本件コメントの記載からは、本件回答書の決裁過程において、修正指

示を受け、本件回答書の案文が修正された経緯が読み取れるため、本件コメントは、本件回答書の確認、校正について記載されたものに当たる。また、本件コメントは、文書管理システム上の所定の欄に記入されたものであり、それ自体、独立した文書といえるものではないが、当該文書の決裁に関与する担当者が相互に閲覧、確認することが可能なものであって、実施機関の職員が職務上作成し、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているといえるため、「公文書」(条例第2条第2号)に該当する。したがって、本件コメントは、対象文書④に係る公文書に該当するものである。

他方、本件コメントの他に対象文書④に係る公文書は発見されなかった。

ウ 以上のとおり、本件コメントは対象文書④に係る公文書に該当するものであり、実施機関は、審査請求人に対して当該公文書について情報公開を実施されたい。

(2) 対象文書⑤

ア 本件回答書の誤記(「市町」表記)に関する内部での認識、議論、対応等を示す一切の資料は、当審査会の調査及び実施機関の口頭説明においても確認できなかった。

イ なお、弁明書の第3 3(2)ウには、上記誤記に関する対応記録として、令和7年7月7日に本件報告書を作成した旨の記載がある。

この点、「公文書」とは実施機関が「保有しているものをいう」とされているところ(条例第2条第2号)、これは「文書取扱規程等に基づき公文書が整理され、保管又は保存されている状態のものだけでなく、現に保有しているものも含む」と解されている。条例の文言上、情報公開請求時点において未だ存在せず、将来作成されるはずの文書まで「公文書」に含まれると解釈することは困難であり、かつ、仮にそのような文書まで「公文書」に含まれ得るとすると、実施機関においてどの時点までの文書を公開すべきか疑義が生じ、行政手続の不当な停滞を招くことにもなりかねない。したがって、情報公開請求の対象となる公文書とは、同請求がなされた時点で現に実施機関が保有しているものに限

られ、同請求時点で存在しないものについては、仮に同請求後にこれが作成されたとしても、公開の対象とはならないと判断した。したがって、本件報告書を公開すべきか否かについては判断の対象としない。

(3) 対象文書⑥

本件回答書の当該発言の事実関係に関する調査の過程及び結果を示す一切の資料は、当審査会の調査及び実施機関の口頭説明においても確認できなかった。

4 審査請求人の主張に対する検討

(1) 文書作成義務違反の主張について

審査請求人は、実施機関による文書作成義務違反について種々主張する。なお、審査請求人は、その主張においては規程を引用しているものの、規程には審査請求人が引用する条項は存せず、審査請求人による引用は不正確なものと言わざるを得ない。審査請求人も口頭意見陳述の場において、実施機関が公開している規程自体を確認したものではないと述べている。この点を措くとしても、対象文書④から⑥まではいずれも内部検討用の資料を指すものであり、意思決定の過程に関するものであって、意思決定を行うもの自体ではない。本件回答書を作成し、又は同書に発見された誤記に対する対応を検討するに当たり、内部検討用の資料として何らかの文書を起案し、又は起案過程が記載された文書を作成することは、実施機関の裁量によるところであり、必ずしも文書を作成かつ保存すべきものとはいえない。しかるところ、対象文書④から⑥まで（ただし、本件コメントを除く。以下同じ。）を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、審査請求人の主張する文書作成義務違反は認められず、このほか対象文書④から⑥までが不存在であるとする本件処分を覆すに足りる事実も認められない。

(2) 公文書定義の恣意的な解釈に係る主張について

審査請求人は、「公文書」は公文書ファイルのみならず、あらゆる形態の記録された情報が含まれ、職務上のメモは「公文書」に該当する旨主張する。この点、電磁的記録であっても公文書に該当し得ることは審査請求人の主張するとおりである（条例第2条第2号）。また、実施機関の職員

が職務上作成したメモであっても、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは公文書に該当する。ただし、職員が起案の下書きをしている段階のもの、会議の資料を作成している段階のもの、単なる個人的なメモは「組織的に用いるもの」には含まれず、公文書には該当しない。

審査請求人は、公文書の定義について恣意的な解釈がなされている旨主張するが、弁明書の記載及び口頭説明の結果を経ても、実施機関が公文書の定義について述べるどころはなく、審査請求人の上記主張は失当と言わざるを得ない。

付言すると、実施機関は、「処分庁の担当職員は、本件回答書を作成する前の下書きメモのデータを元に回答案を作成及び修正して上書き保存をしたため、下書きメモ及び修正前の回答案は不存在である」と述べているのであって、下書きメモの公文書該当性を争っているのではなく、既にこれが上書きされたことにより残っていないと主張しているに過ぎない。

5 小括

以上のとおり、当審査会が行った調査の結果、対象文書④において審査請求人が公開を求める情報が記載されていると考えられる公文書は存在していたものの、それ以外に公開すべきと考えられる公文書は発見されなかった。このほか、公文書を作成していないため保有していないとする実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、審査請求人の主張を踏まえても、実施機関の主張を覆すに足りる特段の事情は認められない。したがって、対象文書⑤及び対象文書⑥は存在しないと認めざるを得ない。

そのため、当審査会による調査の結果も踏まえ、対象文書④に該当する文書は存在するものの、対象文書⑤及び対象文書⑥が存在しないとする実施機関の主張は妥当であると判断した。

第6 結論

よって、実施機関が、本件審査請求の対象となる公文書を非公開とした決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第7 答申に関与した委員の氏名

安田昂央委員、戸田正彦委員、木村俊昭委員、菅沼綾子委員、吉田真砂委員

第8 調査審議の経過

- 1 令和7年9月8日 諮問
- 2 令和7年10月31日 審議
- 3 令和7年11月11日 審査請求人に対する審査請求の範囲についての意見提出の求め
- 4 令和7年11月11日から同年同月13日まで
条例第21条第4項に基づく調査の実施
- 5 令和7年月12日22日 審査請求人による口頭意見陳述・実施機関による口頭説明・調査・審議
- 6 令和8年1月30日 審議・答申

別表

対象文書④	公開すべき情報
本件回答書の確認、校正に関わる全ての記録資料(チェックリスト、指示書、レク会議録等を含む)	2025年6月26日17時26分10秒に実施機関職員が記載した「決裁・供覧コメント/決裁開始後変更内容」欄に記載されたコメント内容